

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する  
厚生労働大臣から一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会に対する意見及び要請

(医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること)

- 平成 30 年度の東京都における専攻医の採用で、シーリング数が 61 人であったところ、カリキュラム制を含む採用数が 63 人、大阪府のシーリング数が 20 人であったところ、カリキュラム制を採用数が 21 人であった。平成 31 年度以降の採用においては、カリキュラム制度における採用を含め、日本専門医機構が示した大都市圏におけるシーリング数を厳密に遵守すること。

(研修の機会確保に関すること)

- 地域枠医師や出産、育児等合理的な理由のある専攻医に対してカリキュラム制度を整備していることを示し、カリキュラム制を用いた専攻医の数を毎年公開すること。